

5 障がいのある人の自立した地域生活を支えるために

権利擁護の仕組みづくり

1 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会等運営事業費（平成22年度開始）

12,538千円

北海道障がい者条例に基づき設置した障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部及び障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の活動により、障がい者及び障がい児の権利擁護や、暮らしやすい地域づくりの推進を図る。

障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部	本庁
障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会	14圏域

2 北海道障がい者権利擁護センター運営事業費（平成24年度開始）

2,270千円

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく「北海道障がい者権利擁護センター」の機能を確保し、障がい者の権利利益の擁護を図る。

3 地域人権啓発活動活性化事業費【障がい者権利擁護促進事業】

（平成20年度開始：環境生活部計上）

2,620千円

障がい者虐待や障がいを理由とした差別等を解消するため、障がい及び障がい者に対する理解を深めるための研修会を開催するほか、障がい者の権利擁護に関するパンフレットを作成する。

新4 障がい者意思疎通支援・手話条例推進事業費（平成30年度開始）

3,898千円

「障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例」と「言語としての手話の認識の普及等に関する条例」の推進を図るため、障がいの有無にかかわらず、多様な方法で共に伝えあう、共生社会の実現に向け、障がいのある方の多様なコミュニケーション手段や言語としての手話について、理解を深めるためのフォーラムを開催するほか、パンフレット等を作成する。

障がいのある人が暮らしやすい地域づくり

1 障害者相談員設置費

4,036千円

(1) 盲人相談員設置費補助金（昭和57年度開始）

2,018千円

視覚障がい者に対する相談体制の充実を図るため、盲人相談員を設置する事業に対して助成する。

補助先	一般社団法人北海道視覚障害者福祉連合会
設置人員	1人

- 補助率 10/10 (国1/2、道1/2)
- (2) ろうあ者相談員設置費補助金 (昭和57年度開始) 2,018千円
- 聴覚障がい者に対する相談体制の充実を図るため、ろうあ者相談員を設置する事業に対して助成する。
- 補助先 公益社団法人北海道ろうあ連盟
- 設置人員 1人
- 補助率 10/10 (国1/2、道1/2)

道2 心身障害者総合相談所費 (昭和62年度開始)

81,697千円

心身障がい者に関することについて相談に応ずるとともに、検査、判定、指導等を行うため、心身障害者総合相談所を設置、運営する。

- 設置場所 札幌市
- 主な業務 ① 各種相談、指導、訓練
② 医学的、心理学的、職能的検査、判定
③ 研究、技術援助、情報提供、データ管理
④ 施設入所の調整

3 介護給付費・訓練等給付費負担金 (平成18年度開始)

35,773,462千円

障害者総合支援法に基づき、障がい者が利用する障害福祉サービス費用に対して市町村が行う給付への負担を行う。

- 負担区分 国1/2、道1/4、市町村1/4

4 重度訪問介護等利用促進事業費補助金 (平成24年度開始)

63,588千円

障がい者の地域生活を支援するため、重度障がい者の割合が著しく高い等の理由により、訪問系介護サービス (重度訪問介護等) の給付額が国庫負担基準を超える市町村に対して支援を行う。

- 補助先 市町村
- 補助率 国1/2、道1/4、市町村1/4

5 精神保健福祉センター事業費 (昭和43年度開始)

8,717千円

精神保健福祉センターにおいて、検査相談事業、相談指導事業、研修事業、情報提供事業等を行い、精神障がい者の社会復帰を促進するとともに、道民の精神保健の保持、増進を図る。

- (1) 思春期精神保健対策事業費 480千円
- 思春期 (おおむね12~18歳) を中心とした諸問題 (登校拒否、家庭内暴力、薬物依存等) について、精神保健福祉センターにおける相談指導や関係職員の研修を通じて思春期保健対策の推進を図る。
- (2) アルコール依存症指導者研修事業費 2,300千円
- 酒害相談やアルコール依存症の対応を行っている者に対し研修を実施することにより、地域

5 障がいのある人の自立した地域生活を支えるために

- における中核的指導技術者を養成する。
- 道(3) 精神障害者福祉対策研修事業費 260千円
保健所保健師等に対し、精神障がい者の福祉に関する教育研修を実施することにより、資質の向上を図る。
- 道(4) 心の健康づくり推進事業費 1,867千円
精神保健福祉センターに「心の健康相談窓口」を設置し、来所・電話などによる精神保健福祉全般の相談を実施する。
- 道(5) 検査相談事業費 3,006千円
精神保健福祉センターにおいて検査相談、臨床調査研究等を行い、道民の精神的健康の保持、増進を図る。
- 道(6) 依存症治療・回復支援等事業 516千円
精神保健福祉センターにおいて、薬物・ギャンブル等の依存症者やその家族に対する認知行動療法を用いた再乱用防止プログラムを実施するとともに、家族に対する教育等を実施する。
- 道(7) 精神保健福祉センター維持運営費 288千円
精神保健の向上と精神障害者の福祉の増進を図るため、精神保健福祉センターを維持運営する。

6 精神保健福祉事業

10,061千円

メンタルヘルスを推進し、精神障がい者の社会復帰を促進するため、普及啓発や相談・訪問等の様々な支援を行う。

- (1) 精神保健対策費(昭和50年度開始) 9,057千円
地域におけるメンタルヘルスの推進や、精神障がい者の社会復帰や社会参加の促進を図る。
- ① 相談・訪問
② 精神保健福祉学習会開催事業
- 道(2) 精神保健職親事業費(昭和56年度開始) 1,004千円
回復途上にある通院中の精神障がい者を一定期間事業所に通わせ、適切な職場適応訓練及び生活指導を行うとともに、事業主に対する研修及び表彰を実施し、社会復帰の促進を図る。
- 対象人員 20人

7 障害者社会参加総合推進事業費（昭和41年度開始）

37,988千円

障がいの地域活動と援護の強化を図るため、道及び団体により事業を行う。

事業名	実施主体	委託先	備考
身体・知的障がい者生活訓練事業	道	北海道身体障害者福祉協会	
「障がい者110番」運営事業	〃	〃	
盲ろう者通訳・介助員・要約筆記者派遣事業	〃	〃	
手話通訳者養成事業	〃	北海道ろうあ連盟	
手話通訳者派遣事業	〃	〃	
字幕ビデオライブラリー事業(貸出・制作)	〃	〃	
〃 (制作)	〃	聴力障害者情報文化センター	
視覚障がい者情報提供等事業	〃	北海道視覚障害者福祉連合会	
点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業	〃	日本赤十字社北海道支部	
音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業	〃	北鈴会(社会福祉団体)	
知的障がい者生活文化教室開催事業	〃	北海道手をつなぐ育成会	
精神保健福祉推進員養成事業	〃	北海道精神保健協会	
精神障がい者社会復帰支援事業	〃	北海道精神障害者回復者クラブ連合会	
精神障がい者家族相談員設置事業	〃	北海道精神障害者家族連合会	
障害者社会参加推進センター運営事業	〃	北海道身体障害者福祉協会	
重度障がい者市町村特別支援事業	市町村		

8 中途視覚障害者社会適応推進事業費【指導訓練事業費補助金】（平成2年度開始）

1,800千円

在宅の中途視覚障がい者に対する自立と社会参加を促進するため、短期入所事業に対して助成する。

補助先 公益財団法人北海道盲導犬協会

9 発達障害者支援体制整備事業費（障がい児等支援体制整備事業費）（平成17年度開始）

「再掲」

42,750千円

道内の発達障がい者に対する乳幼児期から成人期までの各ライフスタイルに対応した一貫した支援体制の整備を図り、発達障がい者の福祉の向上を図る。

- (1) 発達障害者支援センターの整備 40,241千円
 発達障がい者及びその家族等に対して相談、情報提供等の専門的支援を行うとともに、各地域における市町村及び関係機関の体制整備を支援する。
 発達障害者支援センター 3か所
- (2) 発達障害者支援体制整備事業 2,509千円
- ① 発達障害者支援体制整備検討委員会
 発達障害者支援体制について、関係機関と検討を行う
 - ② 発達障害支援啓発事業
 発達障がい者の地域支援体制確立のためフォーラム等を開催
 - ③ 家族支援体制整備事業
 ペアレントメンター養成研修や普及啓発等を実施
 - ④ 発達障害支援関係職員専門研修事業

地域で発達障がい者の支援に携わる職員に対する研修の実施

10 広域相談支援体制整備事業費（平成21年度開始）

114,072千円

障がい保健福祉圏域に地域づくりコーディネーターを配置し、地域の相談支援体制等の構築や地域生活への移行に向けた地域づくりに関する助言・調整等を行う。

〔配置〕 地域づくりコーディネーター 21障がい保健福祉圏域

11 市町村地域生活支援事業費補助金（平成18年度開始）「再掲」

1,089,152千円

障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図る。

補助先 市町村

補助率 国1/2、道1/4、市町村1/4

道12 障がい児等支援体制整備事業費（平成17年度開始）「再掲」

14,301千円

障がい等により特別な支援を必要とする児童及びその家族に対して、より身近な地域で適切な支援を行うための一貫した体制を整備することにより、地域における子育て支援体制の充実を図る。

(1) 道立施設専門支援事業 2,364千円

道立施設による専門的支援の実施

道立施設 子ども総合医療・療育センター

旭川肢体不自由児総合療育センター

(2) 発達支援専門研修事業 950千円

① 発達支援関係職員実践研修

発達支援に関わる実践的な知識について研修

実施箇所 14か所

② 発達支援関係職員専門研修

発達支援に係る最新の支援方法や専門的な知識の習得等について研修

(3) 障害児等自立支援研修事業 5,515千円

障がい児（者）、家族及び地域住民を対象とした研修事業の実施

実施主体 公益財団法人北海道肢体不自由児者福祉連合協会

一般社団法人北海道手をつなぐ育成会

公益社団法人日本重症心身障がい福祉協会北海道ブロック

(4) 道立聾学校専門支援事業 5,472千円

聴覚障がい乳幼児の早期療育体制の充実を図るため、道立聾学校において、聴覚障害乳幼児相談・指導を実施する。

実施箇所 道立聾学校 6校

また、聴覚障がい乳幼児に関わる事業所の職員の資質向上を図るための、研修を行う。

13 身体障害者扶助費（昭和25年度開始）「再掲」

3,306,978千円

身体障がい者（児）の必要とする更生医療及び補装具費の給付を行う。

【更生医療】

障がいの除去、軽減により、職業能力を増進し、又は、日常生活を容易にする等の身体障がい者の更生に必要な医療。

道14 じん臓機能障害者通院交通費補助金（昭和55年度開始）

5,058千円

人工透析療法を受けているじん臓機能障がい者の通院交通費に対して助成する。

補助率 所得、通院交通費に応じて助成

15 特別障害者手当等支給事業費（昭和50年度開始）

270,268千円

重度障がい者の福祉増進のため、特別障害者手当等を支給する。

実施主体 北海道（町村分）

対象者 特別障害者手当 528人（平成29年11月末現在）

障害児福祉手当 437人（平成29年11月末現在）

福祉手当（経過措置） 32人（平成29年11月末現在）

手当額 特別障害者手当 26,940円

障害児福祉手当 14,650円

福祉手当（経過措置） 14,650円

支払期日 2月、5月、8月、11月の年4回支給

負担区分 国3/4、道1/4

16 心身障害者扶養共済保険運営事業費（昭和45年度開始）

1,152,848千円

心身障がい者の保護者が死亡又は重度障がいとなった場合の経済保障のため、扶養共済保険を運営実施する。

加入件数 2,264件

年金給付件数（月額一口2万円） 2,501件

弔慰金給付件数（3万円～5万円） 24件（平成29年度実績）

なお、生活に困窮する加入者に対しては、掛金を減免する。

減免割合 生活保護世帯 10/10

住民税非課税世帯 5/10

住民税所得割非課税世帯 3/10

対象者数 118人（平成29年度実績）

17 重度障害者医療的ケア等支援事業費（平成17年度開始、一部平成30年度開始）

4,602千円

- (1) 医療的ケア等支援事業（平成17年度開始） 3,209千円
日常的に医療的ケアや手厚い支援を必要とする重症心身障がい児（者）について、地域で生活するために必要となる社会活動への参加を確保するため、居宅以外の場所で医療的ケアを行う市町村に対し補助する。
補助先 市町村
補助率 国1/2、道1/4、市町村1/4
- (2) 医療的ケア児等支援体制整備（平成30年度開始） 1,393千円
医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの養成や支援に携わる関係機関・団体等の連携体制を構築し、地域生活を支援する体制の整備を図る。
- ① 医療的ケア児等コーディネーター養成研修 910千円
委託先 公益社団法人日本重度心身障害者福祉協会北海道ブロック看護部長会
負担割合 国1/2、道1/4、実施主体1/4
- ② 医療的ケア児等支援体制整備 483千円

18 障害者介護給付等不服審査会運営事業費（平成18年度開始）

278千円

障害者総合支援法、児童福祉法及び行政不服審査法に基づき、市町村が行った介護給付費等に係る行政処分の適否について、障がい者又は障がい児の保護者からの請求により審査、裁決する。

19 精神障害者医療費公費負担事務費（昭和25年度開始）

28,562千円

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、措置入院要否の診察や実地審査・実地指導等を行い、精神保健医療の充実を図る。

- (1) 措置事務
(2) 実地審査及び実地指導
(3) 措置入院者等定期病状報告書料
(4) 精神医療審査会

道20 地域精神医療確保対策事業費（平成7年度開始）「再掲」

2,616千円

精神科医師の確保が困難な医療機関（クリニック）に対し、基幹精神科病院からの医師等の派遣などを行うことにより、地域における精神科医療の確保を図る。

実施医療機関（クリニック）

本別町国保病院、今金町国保病院、広尾町国保病院、寿都町立寿都診療所

21 精神障害者医療費（昭和25年度開始）

10,795,467千円

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院医療費の負担を行うとともに障害者

総合支援法に基づく通院医療費の給付を行う。

事業内容

- ① 措置入院
- ② 精神通院医療

22 精神科救急医療体制整備事業費（平成10年度開始）「再掲」

119,061千円

休日・夜間等における緊急な精神科医療を必要とする精神障がい者等のために、精神科救急医療体制を整備し、適切な医療及び保護の機会の確保を図る。

実施体制 8ブロック・9輪番体制

道23 重度心身障がい者医療給付事業費補助金（昭和48年度開始）「再掲」

4,970,274千円

重度心身障がい者の健康保持と福祉の増進を図るため、市町村が実施する医療給付事業に対して助成する。

補助先 市町村等

補助率 医療費 1/2以内（夕張市10/10）

事務費 1/2以内（夕張市10/10）

24 特別児童扶養手当支給事務費（昭和39年度開始）「再掲」

18,542千円

特別児童扶養手当の認定等に関する業務の円滑な促進を図り、障がい児の福祉増進に努める。

【特別児童扶養手当】

精神又は身体に重度若しくは中度の障がいを有する児童（20歳未満）を監護又は養育する者に特別児童扶養手当（全額国庫負担）を支給し、その福祉の増進を図る。

支給月額 児童1人 1級 51,700円

2級 34,430円

受給者数 7,692人（平成29年11月末現在）

25 育成医療給付費（昭和29年度開始）「再掲」

36,162千円

障害者総合支援法に基づき、身体に障がいのある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。

対象者 18歳未満

給付内容 入・通院

（肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、その他の内臓機能障がい、肝臓機能障がい、免疫の機能の障がい）

26 私立幼稚園等管理運営費補助金【特別支援教育推進費】（昭和50年度開始：総務部計上）
924,141千円

特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児を就園させている私立幼稚園等に対して助成する。

補助先 私立幼稚園等を設置している学校法人

補助内容 幼児1人につき589,000円

道27 視覚障がい者向け広報「ほっかいどう」発行費（昭和48年度開始：総合政策部計上）
4,601千円

視覚障がい者向けに広報紙「ほっかいどう」の点字版及び音読版を発行する。

(1) 点字広報誌「ほっかいどう」

発行回数 年6回

発行部数 毎回825部

(2) 声の広報「ほっかいどう」

発行回数 年6回

発行本数 毎回397本

道28 広報活動推進費（視聴覚媒体利用費）
（解説放送（副音声）・字幕スーパー、手話通訳の導入）（平成5年度開始：総合政策部計上）
10,795千円

道政広報テレビ番組で視覚・聴覚障がい者向けに解説放送（副音声）・字幕スーパー及び手話通訳を導入する。

番組名	放送時間	放送日	内容
道政広報テレビ番組 (番組名未定)	30分	上半期1回、下半期1回（放送日時未定）	道の施策・事業・制度等の紹介

道29 広報活動推進費（ホームページの管理・運営）（音声読み上げソフトの導入）
（平成28年度開始：総合政策部計上）
6,299千円

道公式ウェブサイトにおいて、視覚障がい者向けに音声読み上げソフトを導入する。

- 主な機能
- ・読み上げ箇所を拡大表示、反転表示する機能
 - ・読み上げ速度を変更する機能
 - ・スマートフォン、タブレット端末でも利用可能
 - ・英語、中国語（簡体字）、韓国語、ロシア語のページでも利用可能

30 地域人権啓発活動活性化事業費【障がい者権利擁護促進事業】
（平成20年度開始：環境生活部計上）「再掲」
2,620千円

障がい者虐待や障がいを理由とした差別等を解消するため、障がい及び障がい者に対する理解を深めるための研修会を開催するほか、障がい者の権利擁護に関するパンフレットを作成する。

道31 心身障がい者（児）歯科診療事業費補助金（昭和57年度開始）「再掲」

5,536千円

心身障がい者（児）の歯科診療を促進するため、歯科保健センター等で障がい者（児）歯科診療を行う市、日本赤十字社北海道支部及び郡市歯科医師会の事業に対し助成する。

補助先 一般社団法人北海道歯科医師会、釧路市、日本赤十字社北海道支部

実施箇所 6か所（6圏域）

32 特殊歯科保健医療推進事業費（平成19年度開始）「再掲」

4,506千円

一般の歯科診療では対応が困難な有病者・障がい者に対する歯科医療に対応するため、特殊な歯科医療に対応できる歯科医師の育成や通院が困難な在宅療養患者に対する訪問健診等を実施し、地域の歯科保健医療の充実を図る。

道33 外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業費補助金（平成9年度開始）「再掲」

5,364千円

国民年金制度上、無年金とならざるを得なかった外国人の方々の地域での自立生活を支援するため、給付金を支給する市町村に対し補助することにより、外国人無年金者の福祉の向上を図る。

補助先 市町村

補助率 定額

補助基準額 高齢者 10,000円（1人当たり月額）

障がい者 25,000円（1人当たり月額）

道34 障害者技能競技北海道大会（平成14年度開始：経済部計上）

84千円

障がい者が技能労働者として社会に参加する自信と誇りを持つことができるよう、その職業能力の向上を図るとともに、広く障がい者に対する社会の理解と認識を深め、雇用の促進を図るために障害者技能競技大会を開催する。

35 特別支援学校整備費（昭和25年度開始：教育庁計上）

3,121,914千円

障がいのある児童生徒の就学、後期中等教育の拡充を図るため、特別支援学校施設の整備等を行う。

事業内容	大規模改造費	30校	2,181,972千円
	知的障がい高等養護学校校舎等整備費	3校	895,901千円
	知的障がい養護学校校舎等整備費	1校	44,041千円

道36 特別支援教育センター費（昭和62年度開始：教育庁計上）

38,791千円

特別支援教育に関する総合的研究、教職員の研修、教育相談等を行い特別支援教育の振興を図る。

道37 理療研修センター費（平成6年度開始：教育庁計上）

8,649千円

札幌視覚支援学校附属の理療研修センターにおいて、理療科教育充実のための研究・情報収集事業及び視覚障がいのある理療業従事者の資質向上を図るための研修事業等を行う。

38 就学奨励費（昭和29年度開始：教育庁計上）

1,072,164千円

特別支援学校に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、特別支援学校における教育の普及奨励を図る。

補助対象 特別支援学校に就学する児童生徒等の保護者等

道39 特別支援学校医療的ケア体制整備事業費（平成17年度開始：教育庁計上）

1,635千円

特別支援学校において、いわゆる「医療的ケア」（たんの吸引、経管栄養などの行為及び看護師が実施できる行為）を必要とする幼児児童生徒に対して、学校職員である看護師や教員が安全に医療的ケアを実施できる体制を整備する。

事業内容

- ① 医療的ケア連絡協議会の設置
- ② 医療的ケアに関する研修会の実施

道40 特別支援教育総合推進事業費（平成21年度開始：教育庁計上）

7,003千円

各学校の特別支援教育コーディネーター、管理職等関係職員の特別支援教育に関する資質能力の向上及び関係機関の連携の推進を図り、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図る。

41 高次脳機能障がい者支援事業（平成18年度開始）

12,167千円

高次脳機能障がい者のリハビリテーションを医療機関で適切に行い、その生活障害に対して更に地域で継続して支援できるように、診断基準やリハビリプログラムの普及、地域支援システムの確立を図る。

42 精神障がい者地域生活支援事業（平成18年度開始）

7,341千円

精神科病院に入院している精神障がい者の円滑な地域生活への移行を図るため、地域の理解促進や地域移行支援関係者の連携強化などの研修を行う。

委託先 公益財団法人北海道精神保健推進協会

43 精神障がい者地域移行・地域定着促進事業費（平成27年度開始）

95,158千円

精神障がい者（精神科長期入院患者）の地域移行・地域定着を促進するため、精神科病院と相談支援事業所等関係者との連携・相談等を行う包括的な支援体制の構築を図る。（21障がい保健福祉圏域 17箇所）

委託先 相談支援事業所等を運営している法人

44 視覚障害者情報提供施設運営費補助金

65,515千円

(1) 点字図書館運営費補助金（昭和34年度開始）

34,142千円

点字図書館の運営費に対して助成する。

補助先 社会福祉法人ほくてん

補助率 10/10（国1/2、道1/2）

(2) 点字図書センター運営費補助金（昭和54年度開始）

31,373千円

日本赤十字社北海道支部点字図書センター（道立道民活動センター内）の運営に要する経費に対して助成する。

補助先 日本赤十字社北海道支部

補助率 10/10（国1/2、道1/2）

45 手話通訳者設置事業費補助金（昭和49年度開始）

51,838千円

聴覚障がい者の社会活動の促進を図るための手話通訳者設置事業に対して助成する。

補助先 公益社団法人北海道ろうあ連盟

設置人員 15人

補助率 10/10（国1/2、道1/2）

46 身体障害者補助犬育成事業費補助金（平成15年度開始）

12,600千円

補助犬育成の経費に対して助成する。

補助先 補助犬訓練事業者

補助率 10/10（国1/2、道1/2）

道47 障害者自立支援給付事業者指定・指導事業費（平成18年度開始）

5,460千円

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス事業者等の指定を行い、円滑なサービス提供体制の確保を図るとともに、指定した障害福祉サービス事業者等に対して適正な事業の運営が行われるよう指導監督を実施する。

(1) 障害福祉サービス事業者等の指定及び事業者等情報の管理

(2) 総合振興局（振興局）職員を対象とした指導監督担当者会議の開催

(3) 障害者福祉サービス事業者等を対象とした指導監督の実施

48 障害支援区分認定調査員等研修事業（平成18年度開始）

4,229千円

障害者総合支援法の施行により道が行うべき研修事業を実施する。

- (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業 457千円
市町村が実施する障害支援区分の認定を全国一律の基準に基づき、公正・公平に行えるよう研修を実施する。
- (2) 主治医研修事業 2,373千円
市町村が実施する障害支援区分認定の適正な実施を図るため、主治医意見書を作成する医師に対し研修を実施する。
- (3) 相談支援従事者研修事業 1,399千円
障がい者が各種サービス等の社会資源を有効に活用しながら生活できるよう、相談支援従事者等の養成研修を行う講師等を養成する研修を実施する。

49 高齢者・障害者住宅改善支援地域ネットワーク事業（平成13年度開始：建設部計上）

「再掲」
1,000千円

高齢者や障がい者の住宅改善を支援するシステムが市町村において整備されることを目的に総合振興局及び振興局単位に建築士、理学療法士、作業療法士、看護師で構成される住宅改善指導チームを設置し、地元における住宅改善支援チームの立ちあげを支援するなど、住宅改造支援体制の確立を図る。

- (1) 住宅改善支援チームの設置支援
- (2) 住宅改善指導チームによる研修会への講師派遣
- (3) 高齢者の住みやすいまちづくり構想の普及啓発
- (4) 一般住民向け普及啓発

50 ひきこもり対策推進事業費（平成21年度開始）

4,647千円

「北海道ひきこもり成年相談センター」を設置し、第1相談窓口としての機能を整備するとともに、各関係機関とのネットワークを構築し、ひきこもりに対する支援を行う。

51 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会等運営事業費（平成22年度開始）「再掲」

12,538千円

北海道障がい者条例に基づき設置した障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部及び障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の活動により、障がい者及び障がい児の権利擁護や、暮らしやすい地域づくりの推進を図る。

障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部	本庁
障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会	14圏域

道52 地域リハビリテーション支援体制推進事業費（平成2年度開始）

1,474千円

北海道リハビリテーション支援センターを設置し、地域リハビリテーション広域支援センターの

活動を支援する。

- ① 地域リハビリテーション広域支援センターへの支援
- ② リハビリテーション資源の調査・研究
- ③ 全道レベルの関係団体・医療機関との調整

障がいのある人がもっと働ける環境づくり

1 障害者就業・生活支援センター事業費（平成18年度開始）

68,317千円

就職や職場への定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、「障害者就業・生活支援センター」において、就業及びこれに伴う日常生活等の支援を行い、障がい者の職業生活における自立を図る。

実施箇所 11か所

2 障がい者就労支援推進事業費（平成22年度開始）

9,278千円

障がい者の就労支援を推進するため、北海道障がい者条例に基づく法人を指定し、福祉的就労関係事業所の販路の確保や市場調査、商品開発などの取組を行い、授産事業所等における収益及び工賃の向上を図る。

3 職場適応訓練費（昭和38年度開始：経済部計上）

22,631千円

障がい者等就職が困難な求職者に対して職場適応訓練を実施し、就職の促進を図る。

委託先 事業主等
負担区分 国1/2、道1/2

4 公共訓練費（公共職業訓練手当）（昭和41年度開始：経済部計上）

72,552千円

公共職業訓練を受講する障がい者等で一定の要件を充たす者に対して、訓練手当を支給する。

5 公共訓練費（実習費）（昭和33年度開始：経済部計上）

111,466千円

国から委託を受けて運営している障害者職業能力開発校等において、障がいのある方々に、その適性に合った職種について知識・技能を習得させ、職業を通じて自立を図るとともに、産業の発展に寄与する技能者を養成し、障がい者が身近な地域で職業訓練を受講できるよう職業訓練機会の拡大を図る。

【事業内容】

① 障害者職業能力開発校（砂川市）

訓練期間	訓練科目及び訓練定員
1年訓練	総合ビジネス科（20名）、建築デザイン科（20名）、総合実務科（20名）
2年訓練	プログラム設計科（20名※）、CAD機械科（10名※）（※ 入校定員）

② 障害者委託訓練事業

委託先機関：一般事業所・民間教育訓練機関・社会福祉法人等

訓練期間・定員：原則3ヶ月・190名

③ 障害者一般校訓練事業（知的障がい者向け 訓練期間：1年）

訓練機関：高等技術専門学院（函館、旭川）

訓練科目：販売実務科（函館）、介護アシスト科（旭川）

訓練定員：20名（1コース10名）

6 障がい者の多様な社会参加促進事業費（平成29年度開始：総合政策部計上）

6,410千円

障がい者雇用の可能性がある産業の業界関係者にコーディネーターを派遣するなどして、障がい者雇用の理解促進を図る。

委託先 事業主等

事業内容

- ① 障がい者就労や福祉との連携手法等をアドバイスするコーディネーターを事業者へ派遣
- ② 福祉と地域産業の連携事例等に係る報告会の開催

7 農福連携促進事業費（平成29年度開始）

7,011千円

障がいのある方の工賃向上を図るため、障がい福祉サービス事業所の農業への参入を支援するとともに、農業に取り組む事業所による販売イベントを開催する。

委託先 事業主等

事業内容

- ① 農業に取り組む障がい福祉サービス事業所の生産物等を販売するイベントの開催
- ② 障がい福祉サービス事業所を対象とした、農業をテーマとするセミナーの開催

8 農業経営における障がい者雇用推進事業費（平成29年度開始：農政部計上）

803千円

農業従事者が減少・高齢化する中、農業分野における労働力不足の解消に向けた手段の一つとして、農業経営における障がい者雇用の推進を図るため、農業者と福祉事業者との意見交換会の開催など、地域の農業関係者が、障がいのある方の雇用に関する知識や理解を深めていくための取組を

推進するとともに、特別支援学校の卒業予定者等に対する就農促進を図る取組を支援する。

(1) 障がい者就労に関する理解醸成

障がいのある方の雇用に関して農業関係者の知識や理解を深めていくため、福祉関係者との交流の機会を提供

- ・福祉関係者との交流会やセミナー等の開催
- ・農業者の実践施設見学や農業体験会の実施等

(2) 特別支援学校に対する就農促進

特別支援学校の卒業予定者等の就農促進を図るため、農業法人等への橋渡しを支援

- ・特別支援学校での就職説明会の開催
- ・卒業予定者の農業法人等での実習やインターンシップなどの取組支援